

「長崎県障害者施策推進協議会」委員の公募要領

1. 目的

障害者基本法に基づき、「長崎県障害者施策推進協議会」を設置し、県の障害者計画や、障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項の調査審議を行っている。

その実施について、県民の幅広い意見の反映及び透明性の向上を図るため、「長崎県障害者施策推進協議会」の委員の一部について公募を行う。

2. 人数

公募による人数は4名とする。

3. 応募資格

障害者又は障害者の福祉に関する事業（教育、研究・専攻、ボランティア活動等を含む）に現に従事し、又は従事した経験を有する方で、県内に居住又は通勤（通学）している方を対象とする。

4. 応募方法

「長崎県障害者施策推進協議会委員・応募申込書」に必要事項を記載のうえ、下記のテーマから1つを選び、800字程度の小論文を添えて、郵送により応募する。

【テーマ】

- ① 障害者の社会参加について
- ② 障害及び障害者についての理解の促進について
- ③ 障害者福祉について

【応募申込書必要記載事項】

氏名、生年月日、性別、住所及び連絡先・電話番号、活動経験

5. 応募先

〒850-8570 長崎市尾上町3-1 長崎県福祉保健部障害福祉課管理班
電話（直通）095-895-2451

6. 募集期間

令和6年5月13日（月） から 令和6年6月7日（金）まで（必着）

7. 選考方法

応募された方の中から、有識者等により構成する「長崎県障害者施策推進協議会委員選考委員会」において、小論文により一次選考し、面接（6月下旬実施予定）により決定する。

8. 任期

就任の日 から 令和8年5月31日まで

9. 活動

長崎県障害者施策推進協議会で、提言や審議を行う。（会議は年間1～2回開催する予定）
なお、会議に出席されたときには、交通費等（県の基準による）を支給する。